

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
電力・ガス基本政策小委員会 ガス事業制度検討ワーキンググループ（第8回）

日時 令和元年6月5日（水）08：59～10：32

場所 経済産業省本館地下2階講堂

○下堀ガス市場整備室長

皆様、おはようございます。

それでは、ただいまから、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第8回ガス事業制度検討ワーキンググループを開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席をいただきましてありがとうございます。

まず初めに、オブザーバーの変更がございます。石油連盟の押尾常務理事から、オブザーバーをJXTGエネルギー株式会社リソース&パワーカンパニーガス事業部の富士元宏明部長に交代したい旨の申し出がございました。本日はご出張中とのことで、代理でJXTGエネルギー株式会社ガス事業部の大浦夏樹部長にご参加いただいております。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様には、お手元にiPadをご用意させていただいておりますけれども、議事次第にもございますとおり、資料1が議事次第、資料2が委員等名簿、資料3が熱量バンド制に関する検討、資料4が二重導管規制に係る変更・中止命令の判断基準に関する検討、資料5がLNG基地の第三者利用ニーズに関する調査要領及び調査様式、以上でございます。

不都合等ございましたら、事務局にお声がけください。

それでは、以降の議事進行は山内座長にお願いいたします。

○山内座長

どうも、早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。

先ほどご説明ありましたが、議事次第にありますように、今日は3つの議題となっております。

それでは、まず1つ目の議題、熱量バンド制に関する検討について、事務局からご説明をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

それでは、資料3に沿って、熱量バンド制に関する検討の資料のご説明をしたいと思います。資料3をお開けください。

まず、標準熱量制から熱量バンド制への移行の検討について、昨年もう少し議論の紹介をしておりますので、そのスライドも活用しながら、昨年はその調査を実施したわけですが、改めて標準熱量制と熱量バンド制について簡単にご説明をしたいと思います。

「標準熱量制」とは、ガスの単位体積当たりの熱量の標準値を定めて、熱量の変動を制限する仕組みです。それによって、機器の利便性・安全性、あるいは、料金の公平性といった、需要家メリットを確保することで、ガス利用の普及・高度化が進められてきたというところがございます。

ガスシステム改革小委員会の報告書、平成27年1月ですが、利用時の安全性等や公平な取引を確保するために熱量調整が引き続き必要とされるとともに、熱量調整を行わないことについては機器の安全性確認等が必要であることから、中長期的な課題とされているところでございます。

また、将来的には米国産の低熱量なシェールガスの輸入量の増加に伴って、熱量調整に用いるLPG添加量が増加することで、コストが増大する懸念があるというところでもあります。

こうしたことを踏まえて、一定の熱量範囲（バンド）に収まれば、熱量が多少変動しても導管への注入を認める仕組みである「熱量バンド制」の導入の適否について、検討するものでございます。

スライド2は、これも昨年の10月の第2回ワーキングでお示ししましたが、国内の主なLNG調達事業者の輸入LNGの熱量を、平均と、最高熱量、最低熱量ごとで今後の見込みを示したものでございますが、最高と最低、熱量が変わらない中で、平均熱量は減少傾向で、今後においても熱量の低いLNGというのが入ってくる見込みであることが見てとれるかと思えます。

次のスライドでございますが、昨年度は燃焼機器への影響調査と、諸外国の制度について調査をしまして、概要を前回、3月の第7回ワーキングでご報告したところでありますが、そのとき委員の皆様から得られたご意見というのが、より調査の詳細について教えてほしいといったところであるとか、あるいは、今後、検討するに当たっては定量的な評価や分析が必要ではないかといった意見があったかと承知をしております、それらも踏まえて今後の進め方等を、次のスライド以降でご議論いただければと思っております。

次のスライド4でございます。今年度、それから、来年度にかけて検討をしようと思っておりますが、この検討の進め方でございますが、まずAとして、熱量制度が担保すべき要素とその要求水準、こちらを明確化した上で、Bとして、標準熱量制と熱量バンド制の具体的な選択肢を想定してメリットやデメリットなどを比較・分析した上で、Cとして、制度移行に向けて検討を要する論点の中間整理を今年度行いたいと。

検討を深めるに当たっては、必要な追加調査を行いたいと思っております、外部組織の専門

的知見も活用することとしたいと思っております。

検討スケジュールといたしましては、本日はこのAとBについてブレインストーミングで皆様から自由なご意見をいただいた上で、そのご議論も踏まえて追加調査を今年中に完了させて、年度の後半であります。年明け1月～3月に移行の方向性と論点の中間整理を集中的にご検討いただきたいと思いますと思っております。

また、来年度ですが、その検討の結果、選択肢として絞られて、有力となった選択肢につきまして、中間整理する移行への論点、例えば課金方法とか費用負担など、移行に必要な制度設計の詳細検討、こちらを来年度進めていくのはいかがかと思っております。

次のスライドでございますが、今申し上げたAについて、より詳細をご説明したいと思います。熱量バンド制の導入に当たって担保すべき要素として、以下の①から⑥が考えられるのではないかと。これらを分析するに当たって必要な対策を講ずるという意味では、コスト要素と捉えることができるのではないかと思います。

①は、需要家の安全性で、機器が正常に稼働しなかったときの一酸化炭素中毒やその他の事故が発生する可能性があるのではないかと。

②として、需要家の利便性で、例えば炎が小さくなって加熱に時間がかかるなど、使用しているガス消費機器が用途に適さなくなる可能性があるというところがございますし、また、大口の非常に熱量の変動に敏感な需要家さんからすると、オンサイトの熱調設備が必要となる可能性があり、こういったところに必要な設備等対策を打つと、コスト要素としてカウントされるのではないかと思います。

③は、小売料金の正確性というところで、課金方法がこれまでの体積課金から熱量課金となった場合に、熱量計の追加コストが生じるわけですが、こういった所にどれだけの個数を置くのか、こういったところ次第ではあります。正確な熱量と誤差が生じるという点で、小売料金算定に誤差が生じる可能性がありますし、また、その料金のシステム回収コストというもの、コスト要素としては考えられるというところがございます。

④は、導管ネットワークの部分で、託送料金についても同様の論点があるのではないかと思います。

⑤は、一般ガス導管事業者の導管等の供給能力というところで、ガスの体積当たりの熱量低下に伴いまして、同じ総熱量を供給するためにはガスの体積というのが増えるというところで、導管やガバナ（整圧器）の容量が逼迫するのではないかと。また、圧力を防止するための装置であるとか、そういったコストが生じる可能性があるのではないかとといったところがあります。これはまたバンドの下限值が低くなればなるほど大きくなる可能性があるというところがございます。

さらに、⑥、製造側として、タンクや気化器、熱量調整設備といったところも、容量の逼迫というのが可能性として考えられるというところでございます。

次のスライドの、標準熱量制と熱量バンド制の具体的な選択肢というところでございまして、具体的に、バンド幅もこのあたりというところで、これはあくまで例でございまして、議論を深めるために例示として挙げております。先ほどのスライドがコスト要素というところでありましたが、こちらはそれぞれのバンド幅だとこういう効果、メリットも考えられるのではないかとということで、事務局として今、一案を整理しているものでございます。

①は、標準熱量制を仮にそのままとした場合に、熱量を現行の45メガジュールの標準熱量制から44メガジュールに下げた場合に、効果としてLPG添加コスト削減の可能性や、熱量が一定のため、機器の安全性や料金の正確性が確保されるという点、また、料金システムの変更などが不要ですので、追加的な投資や機器対応コストが比較的小さいというところがあり得るかと思えます。

②、③ですが、前回、3月にご報告した諸外国の調査と、バンド幅が±2%以内であれば安全性等問題はないという運用が多くされているということも踏まえて、±2%の変動幅で、バンド制の場合にこういう選択肢があるのではないかと示したものでございまして、②が44～46メガジュールという幅、それから、③が43～45メガジュールという幅でございまして。

それぞれ、LPGの添加コストであったり、あるいは、LNGの調達が多角化、より幅広く調達がやりやすくなるのではないかと費用低減、調達安定性向上の可能性があるのでないかというところ。あるいは、ガス機器への影響という意味で、バンド幅が比較的小さいですので、追加的な投資・対応コストが小さくなる可能性があるということ。仮にこの幅で熱調設備が不要となれば、導管への接続が容易になって、競争活性化の可能性がございまして。

さらに、諸外国もこの幅であれば、国内向けと海外向けのガス機器というのをメーカーが別々に開発・製造する必要がなくなるということで、ガス機器の価格の低減であったり、メーカーの国際競争力強化の可能性ということ等が考えられ、②より③のほうが、下限が低くなりますので、LPGの添加コスト削減の可能性はより大きくなるかなという面はございまして。

④は、さらにこれが幅を広げた場合でございまして、都市ガスの種類13Aに対応する機器、これが42～46メガジュールでございまして、そこに合わせたところで、やはりLPGの添加コスト、あるいは調達多角化、競争活性化の可能性、このあたりは③までよりも大きくなるのかなというところでありまして、⑤というところは、さらに40～46メガジュールということで、LNGの調達事業者が、今調達しているものをそのまま導管に流すような場合はこういった熱量幅も考えられるところではありますが、都市ガスの種類も13Aのみならず12Aも含めてということであり

まして、変動幅も±7%ということで、当然ながら、安全面であるとか利便性とか、そういったところの検証は必要になると思っております。

次のスライドの7であります。追加調査といたしまして、これを定量的にしっかり年度の後半に分析を行うために、①から⑦のような追加調査を考えておまして、こういったところにも自由にご意見をいただければと思いますが、①については、今、燃焼機器への影響調査を継続してやっておりますことに加えて、②は、導管への設備の影響ですね、こういったところ、対策コストや対応に要する期間。③は、熱量計の設置箇所の検討と、コストの期間の試算。④として、LPGやLNGの市況の見通しや、LPG削減量・LNG増加量の試算。⑤として、諸外国の追加調査。⑥は国内の需要家の調査。さらに、⑦として、各種システムへの影響や改修コスト等の試算というところを項目として考えております。

最後、スライド8であります。仮に熱量バンド制に移行するとした場合に、制度面での検討が必要ということで、こちらは中間整理に向けて、これも年度の後半で詳細は議論したいと思っておりますが、現時点でこういう内容もぜひ検討すべきということがございましたら、ご意見をいただければと思いますが、課金方法の検討や、対策コストの費用負担者の検討、あるいは、同時同量や振替供給等の託送制度見直しの検討、そして、事業者ごとに異なる熱量バンド幅の導入を検討するかどうか、実施までのスケジュール等の検討ということでございます。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明いただきました内容について、ご質問、ご意見を発言いただきたいと思います。先ほどありましたように、今日はブレインストーミングをするということですから、自由にご意見いただければと思います。

例によりまして、発言のご希望の方は手元の名札を立てていただくようお願いいたします。

どなたかご発言ご希望でしょうか。それでは、草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。

スライド7ページと8ページを中心に申し述べます。

追加調査について具体的に調査項目が書かれておりますけれども、7ページの内容に賛同いたします。この調査に当たりまして、特に⑥なのですけれども、需要家への丁寧なヒアリングをお願いしたいと思います。今の熱量を一義的に考えている業界がでございます。よく聞きますのがガラス製品の製造業者でございますが、ほかにも例えば魚肉練り製品の製造業者、こういったとこ

ろは商品の表面に非常に微妙な焦げ目をつけることで人気を得るといった企業があたりし、食品製造業者間でも影響を受けるだろうと言われていたりします。影響は多業界に及ぶのではないかと考えます。そういう業界において、熱量バンド制への移行に、より安くなるのなら、その方がいいという声が強力かもしれません。そういうことであれば大変有意義な意見ということになりますので、そのあたりの肌感覚を知りたいと思っております。

それから、8ページですが、私は需要家の安全性のレベルが落ちないことを条件としまして、今回の調査の結果、標準熱量制で過剰に高品質な都市ガスをつくっていたということが明らかになって、コスト高になっているということが明らかになるのであれば、熱量バンド制に移行するという事に賛同したいと思っております。その場合、当然なるべくコストをかけないで熱量バンド制に移行してほしいと思います。

そこで、8ページのスライドですが、制度移行に向けて検討を要する論点例ということで、②と④について申し述べたいと思います。

②は対策コストの費用負担者の検討ということですが、ぜひとも熱量計のメーカーに熱量計の設置コストとか、あるいは性能、あるいは最適な配置の方法等について、ヒアリングをお願いしたいと思います。さらに、オンサイト熱調設備というのは必要になってくるという需要家が出てくるだろうと思われまますので、そのような方々には、費用負担が生じるかもしれないということへの懸念とか、それへの対応方法というものについて、ヒアリングをしていただきたいと思っております。

それから、④の事業者ごとに異なる熱量バンド幅の導入の検討、これを全国統一とするか、事業者ごとの選択とするかということですが、消費機器に特段の影響がないというレベルにおきまして、新規参入が生じていない、そのようなエリアの旧一ガスにおかれましては、熱量管理をする、いわばその緻密さというものの程度が低下しまして、結果的に小売料金の値下げにつながるという可能性もあると考えております。したがって、熱量バンド幅を導入する場合には、どのような幅を希望するのか、各旧一ガス各社のヒアリングをお願いしたいと思います。調達する玉の由来がどこの国のものなのか、どこのプラントのものなのかということについて、ニーズが異なり、幅も異なってくるのではないかと考えます。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

他に、佐藤オブザーバー、どうぞ。

○佐藤オブザーバー

ありがとうございます。

今回の事務局資料では、熱量バンド制に移行することの是非を、移行した場合のメリットと必要コストの比較で判断するということが提案されまして、そのメリットについては6ページの表にまとめられているものと認識しております。ただ、表を拝見する限り、そのメリットがガス事業としての調達安定性や競争活性化にとどまっております、熱量バンド制の本質が過小評価されてしまっているように感じております。

熱量バンド制が採用され、熱調設備が不要となることで、電力会社の導管とガス会社の導管がつながることは、これまでも申し上げたとおりですが、その最大のメリットは災害時の都市ガス供給の安定性や、パイプライン整備が進むことをごさいます、その影響はガスを使用する全ての産業に及ぶものと考えております。今後、熱量バンド制移行の検討に当たりましては、ぜひガス事業における経済性の優劣だけで判断することなく、電気・ガストータル需要を踏まえたパイプラインの整備をどうしていくのかという観点でも評価していただきたいと思っております。

私からは以上です。

○山内座長

山野委員、どうぞ。

○山野委員

事務局のように、4ページのように項目を6個に分けていただいたことに賛同いたします。ただし、草薙委員が言われたように、エリアによつたらこの状況が、コスト試算、定量的にするときに異なっていくと思いますので、今回認められた全てのところをやるのは非常に負荷がかかると思うので、代表的なところについてはコストダウン効果があるのかを、ぜひ試算していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山内座長

ありがとうございます。

二村委員、どうぞ。

○二村委員

ありがとうございます。

私からは、消費者の立場ということですので、こういった大きな柱が決まった後に検討していく内容かとは思いますが、何点か調査あるいは検討の項目に加えていただきたいことがありますので、申し上げます。

1つは、安全性が確保されるというのは大前提だと思っておりますので、その点についてはしっかり検証をお願いしたいということと、そのときにガス機器の耐久性というのでしょうか、そういつ

たものについても検証をお願いしたい。瞬間的な安全性だけではなくて、長く使っている中での影響というものもあるのか、ないのかという点については、評価に入れていただきたいと思っています。

それから、これは最終に決まってから制度設計がされるのかと思うのですが、5ページの小売料金の正確性ということに関連して。消費者の立場からすると、こういう制度になったときに料金の請求の方法というのが根本的に変わるわけですので、消費者に対してどういう情報の提供なり開示がされるのか。具体的には、例えば請求書はどうなるのかということなどは気になるところであります。諸外国でこういうバンド制などを導入されているところではどういうふうに請求され、請求書はどのようなものになっているのか、料金の算定の方法ですとか、請求書の形式、それについて消費者が何か質問をしたいとか疑問があるときに、どういうやりとりになるのかといったところがわかるといいかと思いました。

料金を払うということは、大きな産業の方などに比べれば小さな料金ではあるのですが、各家庭にとってみれば、自分の使ったものに対して正当な料金を払うということが非常に大切な行為ということになりますので、それが正確にわかるということと、それに納得できるということはとても重要なことです。大きな根本のところに関わるというものではないかもしれませんが、どういう状況になり得るのかということは知っておきたいと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

今回のような項目でヒアリングしていただく、調査をしていただくのはとても重要なこと。もし変更するとすれば大きな制度変更になるので、慎重にいろいろな角度から検討するのは正しいと思います。仮に多少時間がかかっても、ちゃんと調べるべきだと思います。

熱量の変動が増えることによって迷惑する需要家がいるので、それを丁寧に聞いてほしいというのは、それはもっともなこと。コスト・ベネフィットを計算するとき、オンサイトで熱量調整をしなければいけないということになると、そのオンサイトでの熱量調整のコストもかかる。そのコストまで含めて、社会的な便益が社会的な費用を越えていなければ導入しないというのが正しいと思いますから、オンサイトでの熱量調整必要な需要家がどれぐらいいるのか、どれぐらいの規模になるのかはもちろとても重要な情報。

しかし、草薙委員がおっしゃったことまで考えるのが本当にいいのかということはよくよく考

えていただきたい。以前にも申し上げて、全く同じことを申し上げますが、今となってはもう皆さん信じられないかもしれませんが、かつては電力で風力発電が入ってくると周波数が暴れるから大変迷惑だということを、私たちはとても高い品質のものをつくっているのに、周波数が、もちろん一定の範囲を越えるようなことがあってはいけないわけですが、その範囲の中でも暴れることになるので、とても迷惑だと。だから、そんなもの入れるべきではないということを主張した需要家は確かにいたわけですが。しかし、本当にそういう需要家がいるから、だから、風力発電入れちゃいけないという議論は本当に意味があるのかは考えなければならない。

今回の場合でも、熱量の変動が増えることによって、オンサイトで調整しなければならないのは、周波数が微妙にずれることによって著しく困るような需要家はインバータを入れて、そこで調整してくれというのに極めて近い状況であろうと思います。そのときに、調整をしなければいけないコストと、ガスが安くなるということのメリットを考えて、その需要家にとってはコストの方が大きいということが仮にあったとしても、それをもってこれを止めるのはおかしな話。先ほどのようにメリットが大きければいいとオンサイト調整をする需要家が言うかどうかではなく、コストがかかるとすれば、それも社会的なコストとして計算するということだと思います。その需要家、特定の需要家にとっては損だということがあったとしてもそれが改革をしない言い訳にはならない。

現行制度を維持して熱量が振れないようにする結果として、メリットをあまり受けない需要家にも費用を負担させて、そのような特定の需要家だけにメリットを与えるのは不公平だという考え方だってあり得る。あくまで社会全体のコストと社会全体のベネフィットを正確に知るために需要家にヒアリングするのであって、全ての需要家が移行によって得になることを確認して移行するというものでは決してない。

次に、ここの論点で書かれている、正確に計れるのかという点について、もちろん余りにも不正確になるほど少ない熱量計では困ると思います。しかし、この手の議論をするときには必ず思い出していただきたい。少なくとも現行のルールのもとで、かつて月の前半と月の後半では熱量を変えることをしていた事業者だってあったわけですよ。それで、平均的に見れば、ちゃんと約款で書かれた標準熱量になる。そうすると、月の前半に大きく使って、後半には余り使わない人、後半には大きく使うけど、前半には余り使わない人があったとすれば、それは不公平じゃないか、正確に計れていないのではないかという批判もあり得るわけですが、そのようなことが明らかになった後も、誰一人として批判しなかったし、当然のこととして受け入れていたのにも関わらず、この議論だけこの手の公平性がとても重要だと言うのであれば、なぜあなたはそのときには何一つ文句を言わなかったのに、この局面では文句を言うのかを明らかにした上で、そ

の問題点を指摘していただきたい。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

次、杉野オブザーバー代理ですね。

○沢田オブザーバー（杉野代理）

ありがとうございます。

今後の熱量の検討で、お願いしたい点が2点ございます。

資料3の13ページの2ポツにも記載がございますが、ドイツでは、さまざまな熱量や品質のガスが供給される地域の工場や発電所において、汚染物質の排出や生産品質への影響が懸念されている、という記載がある点に関して、でございます。草薙委員の話にもありましたし、また昨年の本ワーキングの第2回目で中島オブザーバーからご紹介がございましたが、微妙な熱量変動が商品の仕上がりに大きな影響を与える、ちくわなどの水産練り物や煎餅などの事例と共通しているとも考えてございます。今後の検討におきましては、お客様への影響を考慮しまして、都市ガスの安全面以外の環境面や性能面、生産品質などは、対策コストも含めまして、徹底的に確認いただきたいと思っております。

燃焼機器につきましては、具体的できめ細やかな調査が必要だと思っております。熱量変動の影響が大きいと考えられる業種は、食品加工業、窯業など、幅広くあると思っておりますので、まずはお客様のご意見を賜るところからスタートし、検討いただければと思っております。

2つ目は、資料3の6ページに記載がございますが、標準熱量の引き下げでLPガスの添加コストが削減可能という点に関して、でございます。今後、LPガスの添加コスト削減を目指すということでございますが、標準熱量引き下げというの、事務局資料の中に入れていただいておりますが、選択肢の一つになると考えております。仮に標準熱量引き下げということになった場合は、安全性の懸念や追加コストも少なく、お客様への影響も極めて小さいということでございますので、熱量バンド制導入以上のメリットが生じる可能性もあると考えているところでございます。

つきましては、申し上げましたような標準熱量引き下げも含めて、複数の選択肢をさまざまな観点で比較して、多くのお客様にデメリットが生じない、トータルで余りデメリットが生じないようにということで、慎重なご判断をいただければと考えております。

以上でございます。

○松村委員

確認させていただきたいのですが、標準熱量を下げるのは、ルールを変えなくても、事業者の選択でできるものだと認識しています。それで、今までガス事業者も標準熱量を変えたことがあったはずですが、もし44に下げるといって大きく改善することがあったにも関わらず、今までそうしていなかったとすれば、それを大きく改善するなんて脳天気なこと言っているとはいけない。それは、ガス事業者が今まで、そのような大きなメリットがあることを迅速に対応せず、のんびり怠っていたことを表しているのかもしれない。

その点については、もし本当にそうだとすれば、ガス事業者は真摯に反省していただきたい。

以上です。

○山内座長

次に、市村委員、どうぞご発言ください。

○市村委員

ありがとうございます。

私からは何点かあるのですが、1つはまず安全性についてですが、この点は非常に重要だと思っておりますが、ぜひ可能な限り定量的な評価というのをお願いしたいと思っております。安全性に問題が生じるということについて、ちょっと私が十分理解できていないのかも知れないですが、問題がどこにあるのかということ、熱量が下がることによって、何らか今の現状の機器で問題が生じるという話なのか、それとも幅を持たせることで問題が生じるのか、この幅を持たせるということでも、割合によっても大分意味合いが違ってくると思います。

現状でも、瞬時では±2%で許容しているということで、非常に熱量の変動に微妙な影響がある産業があるということは理解していますが、その範囲内であれば熱量が変動するということ、これを前提として機器をつくっているのではないかとも思いますし、逆に言うと、むしろそこが、±2%すら許容していないということだとすると、どういった対応がされているのかということも少し聞いてみたいと思います。どういったところが、本当に安全性に影響があるのかどうかといったところは少し知りたいと思っておりますのでございます。

その際にですが、かつて標準熱量を46から45に下げたことがあると思うのですが、そういったときに、結局同じように2%の幅の中での機器を前提として安全性を確認して下げているということだと思っておりますが、そういった対応は、安全性という観点から言うと、実は変動幅を認めて、±2%の変動を認めて下げているのと同じようなことではないかという気もしているのですが、その場合にどういった形で安全性を確認して移行していったのかということ、これは少し知りたいと思っております。±2%の瞬時の幅を認めているということは、機器という面

で言うと、私としては一定のバンドを認めているということと同じではないかと思うので、違うのであれば、何が違うのかというところを少し教えていただきたいと思っていますのでございます。

あとは、LPGの、結局その後の熱量計とか、そこら辺の設置コストについても、やはり同じように定量的に確認をしていくことが重要だと思っていますし、どこにどれだけ置くのかということによっても違うというのは、松村委員のおっしゃるとおりとも思うので、そこら辺も含めて、こういった形であれば、どれだけのコストがかかるのか、費用対効果といった面を考えながら検討していただきたいと思っています。

以上です。

○山内座長

中島オブザーバー、どうぞ。

○中島オブザーバー

ありがとうございます。

弊社は、第2回目のワーキングにおきまして、弊社の卸先事業者様やその先のエンドユーザー様から、熱量の安定性に関わる強いニーズがあること、あるいは、異なる基地から送出するガスの混合における必要性から、一定の熱量安定化調整を行っていることをご説明させていただきました。本日、事務局からご説明いただいた今後の調査、検討の進め方については異存ございませんけれども、資料3、8ページに掲げられている①から⑤の論点に加えまして、申し上げる次の3点についてご配慮いただければと思います、コメントをさせていただきます。

まず1点目として、何らかの熱量バンドが制度として導入される場合、特定ガス導管事業者の立場といたしましては、ある託送依頼がその制度で定められる一定の熱量幅の中であれば、そのガスの受け入れを拒否できないことを意味し、したがって、同一ネットワーク内の他の託送依頼に基づく払い出しガスの熱量もその幅で変動し得ることを意味すると受けとめてございます。

したがって、制度導入の際には、最終的には、そのような熱量変動が生じる供給について、全ての需要家様が問題なく受け入れていただけるということが判明していることが前提になると考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

2点目ですが、ガス小売・製造事業者の立場からは、バンド幅の選択次第では、LPG添加量の削減効果が期待される一方で、調達するLNGの熱量によっては、減熱設備が必要になる、あるいは、そのコストを回避するために調達するLNG産地の選択肢が狭まるといったデメリットが生じる可能性もあることに留意が必要ではないかと考えております。

3点目といたしまして、熱量バンド制の施行までに何らかの必要に応じて設置された既存の設

備、例えば弊社の相馬LNG基地におけるLPGの添加設備などを利用して、小売・製造事業者としての保安確保の観点から、任意の判断に基づいて、バンドよりも狭い範囲での熱量調整を行うことを制度上妨げないこと、あるいは、当該設備を仮に使用する必要がなくなった場合において、未回収の設備投資相当額、例えば減価償却費等がそれに相当すると考えておりますが、そういった費用について、ガス価格や基地利用料からの控除を義務化するような制度にはしていただきたくないと考えておまして、ご配慮をお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長

柏木委員、どうぞご発言ください。

○柏木委員

どうもありがとうございます。

事務局で整理していただいた資料3の5ページ目のA、6つの要素の例がありますが、ここは私も賛成しています。

あと、追加すべき調査ということで、資料3の7ページに7項目出ていますが、これに関しても着実に進めていただくということが重要だと思います。ある一定範囲の熱量バンド幅というのは、既に今でも±2%というのが許容できているわけで、もし低ければ、トータルとして後で高くして、全体として一定の熱量が送れている。料金を徴収しているということに関しては、そういう配慮がないと、なかなか厳しいのではないかと思います。

特に重要なのは、エンジン。例えば、大きなものに関しては、ある程度融通性がきくのかも知れませんが、最近、随分小型のエンジンがビル等に入ってきています。コジェネとして入っているわけですが、余り熱量変動が大きいと、スペックが守れない可能性があるかどうか。こういうのはメーカーとしてのスタンスというのをよく聴取した上で決めていくべき話であろうと思います。リコールでも起きたら大変なことになりますから、十二分に需要家並びに機器の提供者、企業からの情報を確りと担保した上で、ある範囲等々を決めていく必要があるということを申し述べたいと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

次は、橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

ありがとうございます。

スライドの2ページですけども、熱量のグラフがありますけど、多分これ、一番上に張りついているのは、典型的にはイクシスではないかと思います。一番下の方はシェールガスを表していると思いますが、このいずれもが最近入ってきたり、これから増えていくものを示していくわけで、これだけ幅が出てきているということがある。それから、国際的にもバンド制はかなり広く取り入れられている等々のことを考えます。

また、6ページのメリットや、先ほど佐藤オブザーバーが言った、さらに広いメリットを考えますと、私は今回、何らかの形でバンド制を入れるということに賛成いたします。ただ、そうしますと、問題は5ページのところで……すみません、6ページですね。縦のBの中のどれを選ぶかという話になってくるわけですね。Aについては、もう皆さん、たくさん議論が出たので、それに追加論点はないのですが、Bの方は、全体の議論が若干下流と言いますか、使う側の議論ばかりになっていますが、もう少し調達側の議論を調べなければいけないと思います。

LNGにしてもLPGにしても相当調達が変わってきており、例えばLPG、3.11の頃、9割近く中東だったものが、今やアメリカ玉の方が多いという激変が起きてまして、熱量も変わってるし、価格も変わってると。こういう問題がありますから、7の④の追加調査でLNGとLPGの市況を調べると書いてありますが、ここをもう少し細かく、熱量と価格と今後の見通し等をきちんと知りたいと。あと、長期契約の仕向け地条項の外れ具合だとか、そういうことも含めて知りたいなど。その論点が余り出てないと思いますので、発言させていただきます。

○山内座長

ありがとうございます。

又吉委員、どうぞ。

○又吉委員

ありがとうございます。

4ページ目にまとめられている検討の進め方と、7ページにまとめられている追加調査実施項目について、異論はございません。実際の検討に際して留意していただきたい点を一点だけコメントさせていただければと思っています。

担保すべき要素を個別に整理することは非常に重要であると思っています。一方、安全性、料金の正確性といった個別要件を満たすために絞られた選択肢が、結果として製造、導管、小売部門における影響、もしくは需要家側でどのような追加的・社会的コストを発生させ、需要家、新規参入者、既存導管事業者側でどのようなメリットが得られるのか。費用対効果につきましては、ぜひ総合的に見きわめていただくような形をとっていただければと思います。

以上です。

○山内座長

次は、戸出オブザーバーですかね。どうぞ。

○戸出オブザーバー

ありがとうございます。

既にいろいろご議論していただいています、資料でお示しいただいた論点には異存ございません。

スライド7の追加調査に関連する項目が記載されておりますが、弊社における熱量、それからLNG調達につきまして、現状を少しご説明させていただきたいと思っております。弊社の供給熱量は、天然ガスの安定供給とコストミニマムの観点から、国産天然ガスのみを供給するエリアは43メガジュール、それから、LNG気化ガスを供給するエリアでは45メガジュールで運用させていただいております。

スライド8の④のところにも少し記載ございますけれども、仮の話として標準熱量や熱量バンド幅を全国統一で設定するといった場合には、新たに減熱、それから増熱、このどちらもあると思うのですが、そういったものを行うための設備投資、それから、操業費の負担というものが生じる可能性というのがございます。

それから、先ほど橘川委員のほうからもございましたけれども、実は私ども、昨年から長期契約によるLNGの調達を開始したところでありまして、このLNGというのが45メガジュールでの供給に適した比較的熱量の高いものでございまして、今後、熱量のバンドの上限を下げるとか、標準熱量を下げるとかといった場合には、調達ポートフォリオを統一された熱量に見合うものに入れ替えていかななくてはならないということですが、相当程度の期間が必要になってくると考えております。

こうしたことから、今後の選択肢、論点等のご検討に当たりましては、こうした個別の事情を丁寧に拾っていただき、特定のエリアに過度な負担がかからないようなご議論をしていただきたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

発言は以上です。

○山内座長

次は、男澤委員、どうぞ。

○男澤委員

ありがとうございます。

事務局が示していただきました追加調査の項目については、賛成いたします。

その上で、ほかの委員の方からもご発言がございましたが、社会全体のコストがどうなのかと

いうことを定量的に評価していただくということが重要だと思います。安全面ですとか、定性的な部分もちろん大事ではございますが、一方でコストという観点ではやはり定量的なもの、こちらもしっかり示していただきたいと思います。その中では、例えば6ページ目の選択肢の例としては、標準熱量制を維持したまま引き下げという選択肢も示していただいていますので、熱調設備の投資額とか償却費がどの程度になるかとか、そういったコストについても定量的に含めていただければと思います。

以上です。

○山内座長

大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

もう既に二村委員からご発言がありましたように、消費者にとって一番気になるのは安全面ではあるのですが、今、男澤委員からお話がありましたように、実際にこの制度を進めた場合に、一体どれだけの事業者さんの転換や参入があるのかということ、また、どれだけ社会にとってメリットになるのかということ、そのための社会的なコストというのをぜひきちんと考えていかなければいけないと思っております。そのためには、拙速に進めるのではなくて、安全面からも社会的コストの面からも、ぜひ時間をかけて検討していただきたいと思ひますし、特に追加調査のところの6番、7番あたりですかね、国内需要家調査において、実際に熱量変動する需要家の数やノウハウ等について、しっかり確認していただきたいと思ひます。

以上です。

○山内座長

ほかにご発言のご希望いらっしゃいますか。

事務局のほうから何かコメントございますか。

○下堀ガス市場整備室長

ご意見いただきまして、ありがとうございました。

いろいろといただきましたので、しっかり受けとめて、追加調査等を今後の検討に生かして参りたいと思ひます。ありがとうございます。

○山内座長

よろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

2つ目の議題です。2つ目の議題は、資料4になりますが、二重導管規制に係る変更・中止命

令の判断基準に関する検討でございます。

これも事務局からご説明をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

資料4に基づきまして、ご説明したいと思います。二重導管規制の話でございますが、スライド1でございます。二重導管規制ですが、特定ガス導管事業の供給地点が一般ガス導管事業者の供給区域に含まれる場合に、当該特定ガス導管事業によってガスの使用者の利益が阻害される恐れの有無を国が審査して、恐れがあると認められる場合には、その届出内容に係る変更または中止の命令を可能とするという制度でございます。

趣旨は、既存導管網の効率的な活用を図って、一般ガス導管事業者の供給区域内の導管利用コストの上昇を抑制するとともに、効率的な導管網形成を促すというところでございます。

次のスライドで、具体的にどういう制度運用になっているかと言いますと、届出内容の類型ごとに整理をいたしまして、どの類型に当たるか確認をした上で、必要に応じて獲得需要量を踏まえた利益阻害性評価の2段階で行われているというところでございまして、その類型は、次のスライドにあります、これはガスシステム改革小委員会の3年前の3月の資料でございますけれども、変更・中止命令の不要な類型、あるいは、それが必要な類型、または利益阻害性評価によって変更・中止命令の要否が決まる類型、こういったところで類型に分けていますし、これを、託送供給不可能ガスなのか、それとも託送供給可能なものなのか、それから、ガスの使用者が現に一般ガス導管事業者の導管によりガス供給を受けているか否か等の観点から、こういった整理をしているものでございます。

具体的な利益阻害性の判断基準というのが、次のスライド4でございますが、利益阻害性の評価では、実際に一般ガス導管事業者の導管によりガス供給を受けている「既存需要」を獲得しようとする特定ガス導管事業について、「原則として、小売全面自由化後3年度間で、ネットワーク需要の4.5%に相当する既存需要の獲得が可能」というところを踏まえて、今、その要否を判断しているところでございます。

このルールは、「需要家の利益阻害」というものは何かという考え方ですけれども、一般ガス導管事業者の託送料金の値上げが実際に行われることと考えるべきであるところ、ネットワーク需要の伸びに相当する既存需要が脱落したとしても、理論上は託送料金の値上げが行われることはないという考えに基づくものでございまして、2006年から2014年度の全一般ガス事業者のネットワーク需要の平均伸び率、これが約1.5%であったこと等を踏まえて、小売全面自由化後3年度間の基準として整理されたということでございます。

今回議題としているのは、スライド5に理由がありますが、この基準、2020年度以降、来年度

以降の判断基準についてはまだ整理がありませんので、そこについて検討する必要があります。先ほど一部の資料をお示しした第30回のガスシステム改革小委員会におきましては、検証事項例として、Aとして一般ガス導管事業者の導管整備促進への影響というもの、それから、Bとして託送供給不可能ガスに係る市場ニーズの充足状況というところが挙げられております。

また、今度検討する際には、①として、今回、2017年から2019年度間の獲得可能量の残余分、こちらを2020年度以降に繰り越すかどうか。あるいは、②として、厳格な審査を前提とした獲得可能量を超える既存需要の獲得の許容可否、こちらが提示されているところをごさいますて、本日はこのA、Bの状況を報告した上で、①、②の検討項目、さらには事務局として、さらに追加の項目の提案がございますので、後ほどご説明をいたします。

スライドを1枚飛ばして、スライド7に検証項目を書いております。

まず、全国の一般ガス導管事業者（旧一般ガス事業者）の導管総延長というのは、2017年度末で約26万キロメートルとなっております、その間の、2009年度から2017年度の間、導管総延長の延伸率は、平均で年0.9%というところがございます。グラフを見ますと、おおむね、やや右肩に下がっている傾向にあるかなと思われましても、ガス小売全面自由化後、二重導管の規制の仕組みが始まった2017年度の延伸率は年0.8%となっているところがございます。

また、3年間で4.5%ルールというところで、全国で獲得された需要規模でございますが、年間約2.4億立方メートル、件数にして全国で3件といったところございまして、累積の需要獲得量が獲得可能量の上限に達した一般ガス導管事業者の供給区域は存在しないというところがございます。

次のスライド8ですが、今日は論点を提示して自由なディスカッションをお願いできればと思いますし、そういったところで検討事項を簡単にご説明したいと思います。

①、②については、ガスシステム改革小委員会からの宿題的に残っているものでございませけれども、獲得可能量の残余分の2020年度以降の繰り越しの可否。それから、獲得可能量を超える既存需要の獲得の許容をどうするかというところ。

さらに、追加の検討事項といたしまして、獲得可能量の残量開示の可否というのがございます。現在は特定ガス導管事業者等が公開情報から獲得可能量を推定している状況でありますけれども、正確な獲得可能量というのは把握というのはなかなか難しいというところございまして、一部の事業者から営業活動を円滑に進めるために残量開示の仕組みを求める声があるという状況でございます。

④としまして、獲得可能量の設定を、全国一律ではなく、一般ガス導管事業者の供給区域ごとにする妥当性という論点があろうかと思えます。現行では全国一律で3年・4.5%というふうに

設定されているわけでありまして、全国一律ですと、供給区域において実際にはそれよりも需要量が伸びている地域と伸びてない地域がございます、供給区域において、場所によっては実際の需要増以上に獲得可能量が設定されている場合があるというところがございます。

⑤につきましては、獲得可能量の設定における連結託送供給量の取り扱いでございます、3年・4.5%ルールネットワーク需要の伸び率は、連結託送供給分、いわゆるほかのガス事業者さんへの卸供給分でございますけれども、こちらも含んで算定されておりますが、他方で、3年前のガスシステム改革小委の後で整理された小売託送料金の算定式では、分母の需要量に連結託送供給量が含まれてないというところで、制度によって今、整合はとれてないという状況でございます、ここについてどうするかというところがございます。

最後、⑥ですけれども、供給区域内の導管網と一体で運用されている、供給区域の外に突出した一般ガス導管事業者が特定ガス導管事業の用に供する導管、通称「ヒゲ導管」と呼んでいるそうですけれども、こちらの託送供給量というのが、供給区域内の小売託送供給量と合わせて、小売託送料金の算定式の分母に計上されていると。しかしながら、この二重導管規制の仕組み上は供給区域の外にありますので、先ほどのネットワークの需要からはカウントされていないというところがございます、こちら整合が今とれてないというところと。さらに、当該導管の供給地点というのは供給区域の外にありますので、届出に対する国の変更・中止命令というところの、今、対象になっていないというところで、ここについても論点として残っているところがございます。

事務局からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、二重導管規制についてご議論いただきたいと思いますが、先ほどありましたように、資料の5ページのA、Bというところと、①、②というところ、これが論点の基本でございますが、ほかも結構でございますので、ご発言があれば、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

佐藤オブザーバー、どうぞ。

○佐藤オブザーバー

最初にすみません。

現在の二重導管規制の規制緩和ルールについては、事務局資料の4ページにありますように、3年前のシステム改革小委で、原則3年間で4.5%と上限を設けて運用されてきたと認識しております、実際3年目を迎える現在、新規参入者による獲得が4.5%の上限に達した供給エリアはないわけではあります、弊社の参入している供給エリアにおけるスイッチングの状況を申し

上げますと、未熟調ガスであっても既存のガス会社と激しい価格競争を行っておりまして、結果として受注できないといったケースもあれば、場合によっては既に送っている未熟調ガスを熟調ガスで取り返されてしまう、失注してしまうというケースもある現状でございます。

このように、未熟調ガスとは言え、都市ガスに価格面で劣後する状況を見ますと、本当に利益阻害性があるのかというところを強く感じているところでございます。また、未熟調ガスは小売競争の活性化、お客様選択肢の拡大、産業競争力の強化といった面では、需要家にとって大変大きなメリットが潜在的にあるということでございまして、そういった状況を考えますと、今後の二重導管の是非については、4.5%は新規参入者が営業の予見性を高めるための残量開示の基準あるいは目安にとどめまして、仮に4.5%を超えるような需要に対しても、本当に託送料金が値上げするような状況でなければ、獲得を許容するという考え方もあるのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

○山内座長

草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。

まず、二重導管規制に関する新制度を考える際には、現行のルールが妥当だったか否かということ、虚心坦懐に検証していくべきだと考えます。

そこで、7ページのスライドですが、思ったほど伸びてない。天然ガスシフトというかけ声を考えるときに、物足りないというのが率直な物の見方かとは思いますが、しかし、例えば将来にわたって導管延長の計画値も参考にされたりして、また2017年度の実績値というのも早く出していただきまして、新制度の検討と並行してでも結構ですので、そのような値をまた参考にさせていただければ幸いです。

8番目のスライドの追加的な検討事項で、③でございます獲得可能量の残量開示の可否のところ、佐藤オブザーバーからも新しいアイデアがございましたけれども、少なくとも言えるのは、残量開示の仕組みはしっかりとつくるべきということではないかと思えます。これがありませんと、現状では新規参入者は、獲得できる見込みがどのぐらいあるのかもわからないままに、営業活動をするということになりかねません。また、どのような形で残量開示をするのかということに関しましては、新規参入者としては、例えば旧一ガスという強いライバルに直接聞くというのはちょっとやりづらいということも考えられますので、国に質問し、そして、答えていただくという仕組みが検討されるべきではないかと思えます。そのような形で投資あるいは事業の予見性

を高めるということの必要を感じております。

以上です。

○山内座長

松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、事務局の整理ですが、論点がこう出されているのですが、私は重要なオプションが一つ抜けているのではないかと。それを採用するのがいいかどうかは別として、3年前のときにも言われた、今もオブザーバーの方がおっしゃったのはそういうことなのかも知れないのですが、そもそも規制は、3年間は暫定的でやったとしても、その後はもう規制しないで自由にやらせるという選択肢。つまり、上限を設けるのは止めて、利益阻害性が本当にあることが確実なときだけ例外的に止めるというルールだってあり得ることは、3年前の時点でも議論されていた。そうすると、ここで持ち越すかどうかだとか、情報を開示するかどうかということ、もしそのオプションをとるのだとすると、ほとんど無意味になると思います。これは少なくとも一つの選択肢としてはあり得る話だし、それは3年前から主張されていたことだと思います。

一方で、マッチポンプで申しわけないのですが、私自身はそれを支持しない。したがって、それが採用されないということだとすると、ここで書かれたような問題が出てくる。しかし、この選択肢をはなから排除するのではなく、選択肢としてはあり得るけれど、議論の結果、とらないという格好でないとしても変だと思います。今、私は支持しないと言ったのですが、これは、私は熱量バンド制の話とリンクしていると思っています。未熟調ガスを流すことができないという状況だったので、これは別の導管という整理だった。だから、そもそも昔のワーディングをずっと引きずって、二重導管と言っているのですが、違うガスのもの、流せないガスを流すという専用の導管を何で二重と呼ばなければいけないのかという根本的な問題はあっている。一方で、今日前半にもあったとおり、バンド制をこれから導入することになって、未熟調のガスを別の導管で流すということの意義は小さくなるかもしれない。導管の投資だとかは長期的なものなので、近い将来、そちらに移行するというのに、今現在は流せないから未熟調のガスを流すための導管投資に膨大なお金を使うのは、社会的に見て本当にいいのか。一定の規制をするのが合理的だと思います。

実際にその選択肢の一つとして出てきた。仕上がり具合を見てからこちらも考えることになると思いますし、それで、バンド制を全く採用しないという結論になったとすると、もう上限撤廃したらと言い出すと思いますが、そうではない可能性がある中で、性急に上限を撤廃する必要はないと思っています。

次に、持ち越すかどうかということに関してです。これも3年前に議論されていたのですが、予見可能性に関しては十分配慮していただきたい。つまり、2020年の3月までに獲得すれば獲得できたのだけど、これが5月になったらだめになるということって、本当に制度設計として望ましいのか。あるいは、3月に獲得するのか、5月に獲得するのかで、大きく意味が変わってしまうという制度設計は本当に健全なのか。守る方からすると、契約期間をマニピュレートして、3月にはとられないようにして、5月まで頑張れば、その結果として脱落を大幅に防げるとか、そういう制度設計はとても不自然だと思いますので、4.5%の持ち越しについては、そのような観点も十分配慮していただきたい。とりわけ、現時点で許されているけれど、その上限が将来に向けて下がるという事態は、そういう意味で予見可能性を著しく損ねるので、私は強く反対します。ただ、恐らく事務局のこの整理の書き方からすると、そういうことは考えていないと思いますので、このような整理で行われればよいと思います。

論点に関しては、出てきたものは3年前に決めたものを更に合理化するもの。エリアごとに見るとかということとは、よりきめ細かく見ることができるし、全国一律より説得力がある。実際にそれに切りかえる。分母に関して、ほかの制度と整合性がないのであれば、整合性をとった結果として正しくなるのであれば、そちらに切りかえた方がいい。これも尤な話。上限があるときにも、残量がわかった方が、予見可能性が高まる。これも正しいと思いますので、この追加の検討事項に関しては、事務局案は明確に出ているわけではないですが、この書き方から予想される事務局案は合理的なものになると思います。

その上で、繰り越しに関しては幾つかの選択肢があると思う。まず4.5というのに対応するものは認めた上で、今後の3年間の積み増しの部分はエリアごとの需要で見るというやり方もあり得ると思います。あるいは、新たに情報として加わった部分まで含めてエリアごとの伸び率を計算し直して、もし3年前にそれを設定したとして、6年分を計算するとどうなるか、つまり、最初の3年間プラス6年間。それで新しい方式で算定した結果として、最初の3年間に認められた量を仮にXだとして、伸ばした結果として認められる量をYとしたとすると、YとXの大きい方をとる。つまり、4.5%を下回るようなときには一旦認めたものを下限として認めて、エリアの伸びということからして、もう少し高いものが認められるものであれば認めるということもあり得る選択肢だと思います。微妙なところはいろんな選択肢があると思いますので、最も適切なものを今後選んでいけばいいかと思います。

最後に、利益阻害性について、きっと懸念の声がたくさん挙がると思うのですが、よくよく考えていただきたい。これは3年前にも言ったのですが、例えば需要がオール電化にとられた結果として、託送量が減ることがあったとすると、文字どおりガスの販売量が減って、導管の使用

効率も下がることになるわけですが、使用効率が下がって、都市ガスの使用者に悪影響が及ぶから、オール電化を制限しようという話は出てこないはず。あるいは、ガスの使用をしていた大口の需要家が製造拠点を国外に移せば、これも深刻な影響が出てくるわけですが、それに対して国外に出ていかせないように規制を課すことはない、海外生産を禁止することはない。ところが、未熟調のガスにとられた場合には、場合によってはもう一回取り返せるという可能性もあるという点からすると、オール電化にとられるというのと同じ影響か、ひょっとしたら潜在的にはより少ない影響なのかもしれない。それでも、これだけ厳しく規制するのは一体どういうことなのかということをきちんと考える必要がある。

以上です。

○山内座長

次は、杉野オブザーバー代理ですね。

○沢田オブザーバー（杉野代理）

ありがとうございます。

二重導管規制の検討に当たりまして、一点お願いを申し上げたいと思います。

今後、2020年以降の二重導管規制に関して、変更・中止命令の判断基準が見直されまして、一般ガス導管の実際の需要の伸び以上に既存の需要を奪われる仕組みになってしまいますと、一般ガス導管事業者が需要の拡大に伴いまして、託送料金の引き下げを実施するということができなくなるという懸念を持っております。

本日の資料の8ページの④に記載がございますが、現在、特定ガス導管事業者が一般ガス導管から需要を獲得できる量は全国一律でございます。それが3年・4.5%ということでございますが、エリアによっては既に一般ガス導管の実際の需要の伸び以上の設定となっている地域もあろうかと思えます。

さらに、8ページの①には、2019年度までの期間で特定ガス導管事業者が獲得できる量が残り、2020年度以降にその量を繰り越し可能とした場合、獲得可能量に追加されることになり、実際の需要の伸びをはるかに上回る量が一般ガス導管から脱落しかねないということになります。特定ガス導管事業者の獲得可能量の残余分を繰り越していくということは、一般ガス導管の託送料金低廉化に向けては極めて高いハードルでございまして、非常に厳しい措置となるという点についてはご理解いただきたいと思っております。

現行基準の見直しにおいて達成すべき事項としましては、2つあったと思っております。小口需要家を含めたガス料金の低廉化と、託送不可能ガス供給による我が国の産業競争力の強化という、この2つであります。どちらか一方を優先させるということではなくて、2つの実現という

のが求められていると思いますので、バランスをとった措置が今後必要ではないかと考えているところでございます。

また、ガスシステム改革での検討段階におきまして、当時の委員のご発言の中には、消費者に選択の権利や余地のないところで導管ネットワークの効率が下がり、その分を消費者が負担するのは納得し難い、既存の一般ガス導管の使用を促すのが本来的なあり方ではないかといったような趣旨のご発言があったことも留意すべきだと思っております。

これらを踏まえますと、2020年度以降の二重導管規制につきましては、一般ガス導管の需要の拡大が、一般ガス導管を使わない一部の特定ガス導管事業だけの恩恵になるのではなくて、一般ガス導管をお使いの多くのお客様の託送料金やガス料金の低減にもつながる仕組みとなるよう、ご検討いただければと思っております。

以上でございます。

○山内座長

山野委員、どうぞ。

○山野委員

事務局や松村委員が言われたように、今までの全国一律から、地域ごとに今回の制度によって、どの程度伸びてきたのかを、明確にさせていただいて、それから議論した方がいいのが第一点と、新しく参入される会社は消費量の多い地域に新しい導管を入れられると思うので、そうすると今回の仕組みで託送費用を上げないという前提をしておかないと、全体的に導管の効率が悪くなり送るガス量が減るので、託送費用が結果的にはコストが上がっていく。それをどのように将来的に転嫁できない仕組みが維持できるのか、逆に言えば本来託送費用が下げられたのに、逸失利益ということが発生するのかどうか議論していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○山内座長

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

草薙委員が言われたように、この点を議論するためには、この3年間の実際何が起きたかということを経査するというのが大事だと思います。今日は導管の延長のお話はされたんですけども、この問題を考えるときに、もう少しほかにも要素があったと思うのです。今出た託送料、託送料自体がどうかということと逸失利益はどうだったのか、そのデータとか。あるいは、前回少数意見だったと思うのですが、私はこの4.5%に賛成したんですけど、その最大の理由は、今回もそ

うですけど、前回の委員会のメンバーは、家庭用の需要家の声は割と反映しやすいんですが、産業用需要家の声が余り反映されない形になっていまして、特に二重導管規制を緩和した場合の産業面での国際競争力強化、このメリットを考えて私は賛成しましたが、3件しかスイッチングがないと言いますが、スイッチングしてないところでも、実際にはガス料金が下がっている可能性がありまして、メリットが生じていると思うんです。その辺のところの実態をもう少しデータとして、難しいかと思うのですが、示していただけませんか。それが判断材料にこれからなっていくのではないかと思います。

それと、3年前、委員をやっています、毎週、ガス業界も電力業界もよく研究室に来て、説明してくださったのですが、この問題に関しては東京電力と中部電力が非常に熱心で、関西電力は余り関心を示していなかったのですが、どうも、その後の3年間の展開を見ると、関西電力がそういう意味で一番成果を上げられたらしく、東京電力、中部電力はスイッチングという点では余り大きな成果を上げてないと聞きます。

これは推測で間違っているかも知れませんが、そのバックに原子力発電所の再稼働の状況の違いというものもあるのではないかと、天然ガスの余り方の違いというものもあるのではないかと、こう思います。何が言いたいと言いますと、追加的な検討事項の中に、2020年以降、この制度を有限でもう一回チェックするのか、それとも無限でこのまま変えないでいくのかという、その年限設定のをやはり議論すべきなのではないかと、こう思います。というのは、3年経つと原子力の状況がかなり見えてくると思いますので。それも一つの意見です。

以上です。

○山内座長

柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

資料4の7ページに、全一般ガス導管事業者（旧一ガス）の導管総延長の延伸率が約1%弱程度の伸びであることが示されている。これはもちろんガスの供給エリアが広がったということだと思うのですが、この二重導管の目的というのは、例えば電力の生ガスが入っているパイプラインがあって、ガス事業者のパイプラインが並列して走っている。そこに大口の産業用需要家があって、それをある程度スイッチングしていく。余りやり過ぎると、今度は、その恩恵を受けない事業者の託送料が上がるっていうのは、これは少しおかしいのではないかと、という議論になるのだと思います。

そういう意味では、この延長することによって、どのぐらいのガス量が増加したのでしょうか。

データはここには示されていないのですが、まだ精査されていないということなのでしょうか。もし、4.5%以上需要量が増えているということであれば、例えば80%や半分だとか、多くなった分に関しては競争の原理にさらず。ガス量というのは変わらないわけですから、託送料はそれほど変化がなくて済むということになります。導管の総延長よりは、ガスの需要量の増加ということの方がこのパーセンテージ云々を決めていくときに重要なんじゃないかと思います。今ないにしても、そこら辺のデータをもし、長期的に時系列で出していただくと、これからの二重導管規制に関する取り扱いの方法というのは決まってくるのではないかと思います。

以上です。

○下堀ガス市場整備室長

ありがとうございます。

まず、今回、導管総延長で出したのは、前回のガスシステム改革小委の資料でも検証すべきというところで、参考資料としてこちらを出させていただいたものです。需要量は、現時点ではまだ精査できていないのですが、今後の何%というところを議論するときには、当然しっかり踏まえたものを検討させていただければと思います。

○山内座長

では、お願いいたします。

又吉委員、どうぞ。

○又吉委員

ありがとうございます。

8ページ目に整理していただいた検討事項例に異論はございません。今後の議論に際して留意いただきたい点につきまして、二点コメントさせていただきたいと思います。

1点目は、既存導管から供給を受ける需要家さんの利益阻害性に関する視点です。エリア需要の実際の伸び以上に可能量が許容されれば、託送料金の値上げだけでなく、本来は可能であったかもしれない託送料金の値下げを妨げてしまった可能性もあるのではないかという視点からいくと、需要家利益の阻害性に該当する点も考慮すべきではないかと考えております。その点では、エリアごとの実態を反映した既存需要家側への影響を検証し、許容量の適正を担保することが重要であると考えています。

2点目は、導管投資インセンティブの担保に関する視点です。ある意味、需要の伸びと獲得可能量が平行で動く場合、導管投資インセンティブをそがないための配慮というものも、実は必要になってくるのではないかと考えています。特に獲得可能量の残余分の繰り越しにつきましては、残余分が確定せず、導管投資に必要な投資キャッシュフロー原資の予見可能性を低める可

能性もあるのではないかと懸念しております。継続的なパイプライン整備に影響を与えないかといったような視点も必要なのではないかと考えています。

以上です。

○山内座長

次に、市村委員、どうぞ。

○市村委員

ありがとうございます。

私からは、スライド8ページ目の検討事項については、進め方というか、そこについて特段異存はないです。ただ、各検討事項に当たっては、この問題は、変更・中止命令のときの需要家の利益阻害性があるかという判断基準の問題ですので、ガス使用者の利益阻害のおそれがあるかというところを、きちんと各論点について検討・精査していただくことが重要ではないかと思っています。

例えばですけども、繰り越しの可否ということで、これも繰り越すことがありきではないのではないかと考えています。ここら辺は何を需要家の利益阻害と言うかということだと思うのですが、これまで整理されていたことを前提とすると、少なくとも伸び率の範囲であれば、需要をとられても託送料金は上がらないだろうと。もともとそういった基準のもとで設定されているわけですけども、その考え方と全く同じで考えていった上で繰り越しをするということになると、そもそも利益阻害性の判断というのをどう考えるのかという点があると思います。

そういう意味で言うと、需要家の利益阻害性の有無というのが、まさに託送料金の値上げが実際に行われるかどうかということだけに限った話なのか、むしろ、もう少し託送料金を下げるといってもそうですし、それ以外のもう少し広い観点から見て、需要家の利益阻害性を判断するところも考えていく必要があるのではないかなと思っていますので、各論点の検討に当たっては、利益阻害性といったものをどう考えるのかといったところが、今後の各論点の検討に当たっては重要と思っているところでございます。

私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

そのほかにご発言のご希望ございますでしょうか。大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

この議論は消費者に直接関わる部分が少ないので、意見を出すのはなかなか難しいのですが、

3年前の議論を思い起こしてみました。この制度を取り入れることの目的は何かというと、需要家の新規開拓、それと同時に、日本全国にガス導管網をもっと増やしていくということにつながるための、一つの手段であるというようなお話もあったかと思います。そういう意味で、先ほどガス協会の方からも、導管を増やす方向についてお話があったのですが、国全体として、3年前に目標としていた導管の進捗率というか伸延率と、今後の需要に対して国としてどのように目標を掲げていくのか、ということも、この検討には関連してくるのではないかと思いますので、ぜひそのあたりも示していただけますとありがたいかなと思います。

以上です。

○山内座長

そのほかに、よろしゅうございますか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

託送料金、本来なら下げられるはずだったものがという議論をするときには、この委員会であつて託送の査定に対してどういう意見を述べたのかをもう一回思い出していただきたい。厳格な査定をすれば、その結果として託送料金が上がることはないはずで、下がることも十分期待できるのだが、この委員会の意見として、ヤードスティックを認めて、厳格な査定を見送った。それを支持した人が、一方で、この問題に限って、本来なら下げられたはずなのに、などということを繰り返すというのは、私には理解しかねます。もう一回、自分がそのときどういう発言をしたのかを思い出していただきたい。

以上です。

○山内座長

その他にいかがですか。

ありがとうございました。それでは、今日ご意見いただきました、事務局の方に対するご注文、それから追加的な情報と言いますか、そういったこともございましたので、これは事務局の方で受け取っていただきまして、また改めて議論ということにさせていただこうかと思えます。

それでは、資料5、3つ目の議題ですね。これについて事務局からご説明をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

資料5です。こちらはご報告になります。

LNG基地の第三者利用ニーズに関する調査というところで、こちらでも2月に一度議論をさせていただきました。具体的には、ガス導管に接続している貯蔵容量が20万キロリットル未満のLNG基地、こちらの第三者利用のニーズというのを、幅広く意見を聞くということで、今回、

利用希望者を対象にこちらのアンケート調査を行うことにしております。

本日から約1カ月間、経産省、エネ庁のホームページにも掲載して求めていますし、また、傍聴の業界紙の方がいらっしゃれば、ぜひ取り上げていただきたいと思っておりますし、JGAさん、あるいは、電事連さん、石連さん通じて関係者にも幅広く声をかけようとしているところでございますし、最後、新規小売の登録者、国に登録のあった方、あるいは、LNGの輸入事業者、こういったところにも別途声をかけようと思っておりますが、幅広くアンケートをとろうと思っております。

内容は、3ページ目以降にあります。基地の第三者利用というのを利用したい、利用は考えてないといったところ、さらに、これまでも申し込んだことがあるかとか、それで実際、利用が実現しなかった、こういったところも聞いてみようかと思っております。船舶でLNGを受け入れる基地、それから、サテライト基地も含めて幅広く意見を集めますというところのご報告でございます。

以上です。

○山内座長

この点について、何かご意見、ご質問ございますか。

これでよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、本日の議題はこれで終了ということになります。

最後に、今後の予定について、事務局からお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

次回の日程につきましては、8月2日、金曜日の午前10時から12時まで、場所や議題につきましては、また改めて個別にご連絡を差し上げたいと思っております。

○山内座長

よろしゅうございますかね。

それでは、以上をもちまして、第8回ガス事業制度検討ワーキンググループを終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午前10時32分 閉会

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

電話：03-3501-2963

FAX：03-3580-8541